

サービス利用にあたって

株式会社ジュンド（以下、「当社」といいます。）が提供する未来プレゼントサービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用されるお客様には、下記本サービス利用に関する約款（以下、「本約款」といいます。）が適用されますので、お申込みの前に必ず内容をご確認ください。お申込みをされた方は、本約款の内容に同意したものとみなします。

第1条（約款の適用）

1. この約款（以下、「本約款」といいます。）は、本サービスの利用を申し込んだ方（以下、「利用者」といいます。）が本サービスを利用する際に一切に適用します。
2. 利用者には、申込日時点で有効な本約款が適用されます。
3. 本約款に記載のない事項については、利用者に事前に通知することにより定めます。
4. 本約款の内容と、本約款外における本サービスの説明等が異なる場合は、本約款の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、当社が必要と認めた場合は、本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、本約款変更後、すみやかにインターネット上の当社Webサイト上に変更後の本約款をアップロードするものとします。本サービスの利用を希望する者（以下、「申込希望者」といいます。）は、申込前に当社Webサイトにて最新の本約款をご確認ください。

第3条（本サービスの申込み）

1. 申込希望者は、本約款の内容を確認、同意したうえで、当社所定の手続きに従い、サービス利用の申込みをするものとします。
2. 申込希望者は、本サービスの申込みにおいて、当社に対し、下記のいずれかの本人確認資料の写しを提出するものとします。
 - 運転免許証（または運転経歴証明書）
 - 旅券（パスポート）
 - マイナンバー（個人番号）カード
 - 顔写真付き住民基本台帳カード
 - 特別永住者証明書もしくは在留カード
 - 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書

第4条（申込みの拒絶）

1. 当社は、申込希望者が以下の各号のいずれかに該当するときは、申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は、その理由について一切開示義務を負いません。
 - （1）申込書の記載事項その他当社に届け出た事項に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき
 - （2）未成年者、成年被後見人、被保佐人のいずれかであるとき

- (3) 申込希望者または受取人が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断したとき
- (4) 過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断したとき
- (5) その他当社が利用契約の締結を不相当であると判断したとき

第5条（本サービス）

1. 本サービスとは、当社が、利用者より指定された贈答品、手紙、書簡等の品物を預かり（以下、「預かり品」といいます。）、預かり品を申込みの際に定めた期間保管し、利用者が指定した日（以下、「お届け日」といいます。）に指定した人（以下、「受取人」といいます。）に指定された方法にて届けるサービスをいいます。
2. 本サービスには預かり品を保管する贈答用の箱（以下、「保管箱」といいます。）のサイズによって下記2種類のコースがあります。
 - (1) クイーン・・・クイーンサイズ（内寸：長さ33cm×横13cm×高さ11.5cm）の保管箱をご利用いただけます。
 - (2) キング・・・キングサイズ（内寸：長さ33cm×横22cm×高さ20cm）の保管箱をご利用いただけます。ただし、キングサイズの場合、手紙・書簡等は別送することを前提とします。
3. 申込希望者には前項各号のいずれかのコースを選択して申込みしていただきます。なお、契約途中でのコース変更はできないものとします。
4. 当社は、保管箱の返品・交換について、下記の理由の場合のみ受け付けております。返品・交換を希望される場合には、保管箱到着より7日以内にご連絡ください。この場合には、送料・手数料共に当社の負担で対応致します。
 - (1) ご注文された保管箱と異なる保管箱が配送された場合
 - (2) 保管箱に瑕疵があった場合

第6条（申込みから保管までの流れ）

1. 当社は、申込完了後、利用者の選択したコースに従い、お支払い方法が現金・銀行振込みの場合には入金確認後、クレジットカードの場合にはカード利用の承認が下りた後、5営業日以内にご指定の配送先へ、保管箱その他梱包に必要なもの等を利用者住所宛に郵送いたします。
2. 預かり品の梱包は当社指定の方法により利用者自身で行っていただき、梱包完了後、当社までお送りいただきます。

第7条（保管期間）

1. 預かり品の保管期間は、申込書で定めるものとします。
2. 申込書で定めた保管期間は、当社と利用者の協議の上、書面にて変更することができます。

第8条（預かり品）

1. 預かり品は、「お預かり品一覧」に記載のとおりとします。
2. 利用者は、預かり品の性質、重量、容積に応じて、運送に適するように、預かり品を荷造りのうえ、保管箱に保管しなければなりません。
3. 当社は、預かり品が以下の各号のいずれかに該当するときは、お預かりをいたしません。
 - (1) 利用者がお預かり品一覧に必要な事項を記載しないとき
 - (2) 預かり品の荷造りが運送に適さないとき
 - (3) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送等、運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
 - (5) 預かり品が次に掲げるものであるとき
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の預かり品に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 当社が特に引受けを拒絶すると定めたもの
 - ① 預かり品の性質により拒絶するもの
 - 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類
 - クレジットカード、キャッシュカード等のカード類
 - 遺骨、位牌、仏壇
 - 銃砲刀剣
 - 犬、ネコ、小鳥等のペット類
 - 変質又は腐敗しやすいもの
 - 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類
 - 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
 - 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品
 - 毒物及び劇物類
 - 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物
 - 複数の個人情報が入った内容物に含まれたもの
 - 受取人の名誉を棄損するおそれがあるもの
 - ② 預かり品の価格・重量により拒絶するもの
 - 預かり品全体の価格が三十万円を超えるもの
 - クイーンサイズに限り、（保管箱を除く）預かり品全体の重量が2.5kgを超えるもの
 - (6) 天災その他やむを得ない事由があるとき
 - (7) その他当社が不適當であると判断したとき
4. 当社は、原則として、預かり品を利用者に梱包いただいたままの状態でも保管し、保管箱の開封はいたしません。

ただし、当社は、お預かり品一覧に記載された品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、当社の判断において、これを点検することができます。この場合において、品名又は運送上の特段の注意事項が異なるときは、点検に要した費用は利用者の負担とし、品名又は運送上の特段の注意事項が異なる場合であっても、当社は賠償責任を負わないものとします。

5. 当社は、預かり品が、第3項各号に該当するものであることを知ったときは、預かり品の返還その他損害を防止するための処分を、利用者の費用負担で行い、その旨を利用者に通知します。なお、預かり品が法令の規定に違反する場合には、当社は、直ちに警察等の公官署に通報し、この場合には利用者に通知しないものとしします。

第9条（保管場所・預かり品の確認および変更）

1. 預かり品は、当社が善良なる管理者の注意をもって保管します。
2. 預かり品の保管場所は当社の判断で決めさせていただきます。
3. 利用者からの保管場所および保管方法に関するご要望には対応いたしかねます。
4. 利用者は、当社による預かり品の保管中、事前に当社の上承を得ることにより、利用者の費用において預かり品の全部または一部について確認および変更をすることができます。ただし、やむを得ない事由により、当社が当該確認および変更に応じられないときは、この限りではありません。
5. 前項の確認および変更に伴う手数料および支払方法については別途定めるものとしします。

第10条（預かり品のお届け）

1. 預かり品のお届け年月日、時間およびお届け方法は申込書で定めるものとしします。
2. お届け年月日、時間およびお届け方法の変更は、当社と利用者の協議の上、書面にて変更することができます。なお、変更はお届け年月日の10日前までに行うものとしします。
3. 利用者は、受取人について第2順位まで定めることができるものとし、第1及び第2順位の受取人に対していずれも預かり品が届けられなかった場合（第17条第1項の調査を尽くしても受取人の所在が不明な場合、受取人が受領を拒否した場合等を含む）には、当社は、預かり品を廃棄することができる。

第11条（サービス利用料）

1. サービス利用料は、利用者が選択したコース、保管期間その他条件に従い別表「サービス利用料金表」に基づき決定します。
2. 第7条第2項により、保管期間を延長した場合、延長期間分のサービス利用料が発生するものとしします。

第12条（料金の支払）

1. 利用者は、前条によって決定したサービス利用料金を支払うものとしします。
2. 現金・銀行振込みの場合には、申込みから3営業日以内にお支払い頂きます。
クレジットカードの場合には、ご利用のクレジットカードの締め日や契約内容により異なります。
ご利用されるカード会社までお問合せ下さい。
3. 利用者は、当社に対し、サービス利用料のほか、当該料金に課される消費税および地方消費税相当額を合わせて支払うものとしします。

第13条（返金）

1. 利用者が当社に支払った料金の返金については次の各号のとおりとします。
 - （1）保管期間が1年以下での解約の場合・・・返金はいたしません
 - （2）保管期間が1年超での解約の場合・・・お支払いいただいているサービス利用料から、保管期間分のサービス利用料を差し引いた金額を返金いたします
2. 前項にかかわらず、当社は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供が困難となったときは、利用者に対し、本サービスの提供不能期間分の料金を返還するものとします。

第14条（情報の提供）

1. 利用者は、本サービスの利用に際し、当社に対し利用者情報を正確に提供するものとします。
2. 利用者は、前項の利用者情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。

第15条（受取人）

1. 受取人はプレゼントお渡し情報記載のとおりとします。
2. 利用者は、申込時における受取人の正確な情報を当社に提供しなければなりません。
3. 利用者は、申込後、前項の受取人情報に変更が生じたときは、当社所定の方法により、当社に対してすみやかに届け出るものとします。

第16条（情報の取扱い）

1. 当社による利用者の利用者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、利用者はこのプライバシーポリシーに従って当社が利用者の利用者情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. 当社は、当社のプライバシーポリシーに基づき個人情報を適切に保護し、本サービスを提供する目的の範囲を超えてお客様の個人情報を利用いたしません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
 - （1）本人の同意が得られた場合、又は事前に本人の同意を得ている場合
 - （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - （3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - （5）個人情報保護法その他の法令により認められた場合
3. 当社は、預かり品の内容等、利用者が申込みをした本サービスの内容はもちろん、利用者が本サービスを利用していることを第三者には漏らしません。

第17条（情報の第三者提供）

1. 前条第3項にかかわらず、当社は、お届け日において、何等かの理由で受取人の住所、名前に変更が生じていた場合は、受取人情報を専門の調査業者等の第三者に提供し、お届け日における住所、名前を調査することがあります。そのため、利用者は、当社に対し、あらかじめ専門の調査業者等への調査を依頼するものとします。
2. 前項により第三者に情報を提供する場合は、当該第三者も本約款第16条を遵守してもらいます。

第18条（責任）

1. 預かり品の滅失又は損傷についての当社の責任は、預かり品を利用者人から受け取った時に始まります。
2. 当社は、預かり品の受取からお届けまでの間にその預かり品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じたときは、これによって生じた損害（直接損害に限り、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害を含まない）を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他保管・運送のために使用した者が、預かり品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。
3. 当社は、次の事由による預かり品の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
 - （1）預かり品の欠陥、自然の消耗
 - （2）預かり品の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他のこれに類似する事由
 - （3）同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
 - （4）不可抗力による火災
 - （5）予見できない異常な交通障害
 - （6）地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - （7）法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - （8）利用者が記載すべき預かり品一覧の記載事項の記載過誤その他利用者又は受取人の故意又は過失
4. 第8条第3項各号に該当する預かり品については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
5. 当社が損害を賠償する責任を負う場合においても、当社は、預かり品の価格（第8条第3項（5）イ②に定める30万円を上限とする）を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第19条（利用者の賠償責任）

1. 利用者は、預かり品の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならないものとします。

第20条（途中解約）

1. 当社は、利用者に下記のいずれかの事由があった場合には、利用契約を途中解約することができます。なお、（1）及び（2）に該当する場合には、当社は、預かり品の返還及びサービス利用料の返金をしないことができるものとします。
 - （1）利用者が第4条第1項各号に該当すると当社が判断したとき
 - （2）預かり品が第8条第3項各号に該当すると当社が判断したとき
 - （3）利用者が第11及び第12条のサービス利用料を支払わないとき
2. 利用者は、本契約の期間中であっても、利用契約を途中解約し、当社に対し、預かり品の返還を請求することができます。その場合のサービス利用料の返金は第13条第1項のとおりとします。
3. 前2項により預かり品の返還をする場合、当社および利用者は協議の上、預かり品の返還方法を書面にて定めるものとします。

第21条（協議）

1. 当社および利用者は、本約款に定めのない事項に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとします。

第22条（契約上の地位の譲渡等）

1. 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、契約上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びに利用者の利用者情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第23条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第24条（準拠法及び合意管轄）

1. 本約款及びの準拠法は日本法とします。
2. 本約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年6月9日 制定